

令和2年6月30日

中津川市長 青山節児 様

中津川市行政不服審査会

会長 後藤 武夫

## 差押処分一部取消請求事件について（答申）

令和2年5月20日付け中総第13号諮問第1号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

### 記

#### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年11月15日に提起した中津川市長（以下「処分庁」という。）による令和元年8月16日付の債権の差し押さえに関する処分（中債第7号の25）（以下「本件処分」という。）についての審査請求（差押処分一部取消請求事件（令和元年中審第1号））（以下「本件審査請求」という。）のうち、地方税法第15条の7第2号の適用を求める部分は行政不服審査法第45条第1項の規定により却下され、その余の部分には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第2 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

次に掲げる事由により、本件処分のうち「債権差押に関する処分の賃料250,000円の支払い請求のうち一部150,000円を取り消す」との裁決を求める。

- (1) 本件処分手続きにおいて第三債務者に対して行われた、債権差押通知に署名押印（以下「当該署名」という。）した者は賃貸契約者ではなく、及び当該署名は処分庁職員の虚偽の説明により無理やりされたものであり、差押調書謄本は成立しない。

- (2) 分割で毎月支払いを行ってきたが、令和元年4月に突然それまでの倍額以上である100,000円の支払いを命じられ、令和元年7月にそれに従ったにもかかわらず本件処分を受けたことは、信義則に反し、不当である。
- (3) 本件処分によって、借金を余儀なくされ、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第1項第2号に規定する「生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」に該当しているにもかかわらず、滞納処分の執行を停止させないのは違法である。

## 2 処分庁の主張

次に掲げる事由により、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

- (1) 固定資産税の滞納については地方税法第373条第1項の規定により、都市計画税の滞納については地方税法第702条の8の規定により、滞納処分を行うことは、徴税吏員に課せられた職務上の義務である。
- (2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第3項に「差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。」とあり、債権差押通知書は当該差押の事実を通知すれば足り、第三債務者の了解を得る必要のあるものではない。国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第21条に差押調書に記載しなければならない事項として定められているのは、「1滞納者の氏名、住所又は居所」、「2差押に係る税の年度、税目、納期、金額」、「3差押財産の名称、数量、性質及び所在」、「4作成年月日」があるのみであり、審査請求人の主張する当該署名は、〇〇〇〇〇〇の社員が任意で行っており、当該通知書を受け取る者は、当該法人の代表者である必要はなく、その社員である者が受け取った場合は当然に当該法人が受け取ったものであるため、本件処分は適正に成立している。
- (3) 地方税法第15条第2項及び第3項に規定する徴収の猶予として認められる期間は1年間である。本件においては、分割納付によって期限内に債務を解消しようとした場合には、月額343,000円の納付が必要となり、仮に月額100,000円の分割納付の約束をしたとしても以後増額が必要となることは明白であり、月額100,000円の分納額については令和元年5月30日に以後の増額を念頭に提示したものである。その後6月5日に回答を保留され、6月10日にも納税の誓約を拒まれたため、その際に今後は差押を進めていくと通告し、同年7月25日

に100,000円の納付がなされたが、既に100,000円の分割納付によって滞納を解消できる状況になく、本件処分に至ったものであり、法に則った適切な処分であり不当ではない。

- (4) 地方税法第15条の7第1項第2号の規定は、滞納処分の執行を停止する義務を処分庁に負わせるものではなく、あくまで停止することができることを定めた規定である。

本件処分によって請求人の生活が困窮に陥るという主張について、仮に法人としての審査請求人の賃料収入と審査請求人代表者個人の給与収入を合算した額をもって個人に支払われた給与とした場合であっても、540,000円もの月額給与収入は国税徴収法第76条第1項の規定によって差押禁止額を導き出しても、月額316,000円が差押可能となり、月額250,000円の差押は生活を著しく窮迫するものであるとは言い難い。

また、法人に対する差押という観点からも本件処分は、法人たる審査請求人に対して行ったものであり、法人に対する差押処分が、特定の個人の生活を困窮に陥らせるという主張は失当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、地方税法第15条の7第2号の適用を求める部分は行政不服審査法第45条第1項の規定により却下され、その余の部分には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 理由

- (1) 本件に係る法令等の規定について

- ① 固定資産税の滞納については地方税法第373条第1項の規定により、都市計画税の滞納については同法第702条の8の規定により、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各地方税に係る徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえしなければならないとされている。また、同法第373条第7項及び、

同法第702条の8は、当該地方税の差押にあたっては国税徴収法に規定する滞納処分の例による旨を規定している。

- ② 処分庁は、国税徴収法第63条の規定により、債権を差し押さえるときは、その必要がないと認めるときを除いて、その全額を差し押さえなければならないとされている。この趣旨は、札幌高等裁判所平成12年（ネ）423号によると、債権については、第三者の支払能力や対抗を受ける抗弁権の存否、他の債権者の有無等により債権の実質的な価値が定まるから、徴収職員があらかじめ債権の実質的な価値を把握することが困難であることから、どの程度の債権を差し押さえなければ現実に徴収が可能となるかを知ることができないために、全額差押を原則としたものであるが、あらかじめ徴収職員が債権の実質的な価値を把握できるような場合には、例外的に一部差押えもすることができることとしているものと解され、したがって、債権差押の範囲を全額とするかその一部とするかは、原則として徴収職員の自由裁量行為というべきであるとされている。
- ③ 国税徴収法第62条第3項には、差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされており、差押の効力が第三債務者の合意の有無によって変更されるという規定はない。
- ④ 差押禁止財産について、国税徴収法第75条から第78条までに一般の差押禁止財産、給与の差押禁止、社会保険制度に基づく給付の差押禁止及び条件付差押財産が規定されているが、法人が所有する不動産の賃貸借に基づく賃料はそのいずれにも該当しない。

なお、給与の差押禁止について、同法第76条に基づき、給与に係る債権は次の額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないとされている。

- i 給料等につき徴収される所得税に相当する額
- ii 給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する額
- iii 給料等から控除される社会保険料に相当する額
- iv 国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条に基づき、1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した金額）

v その給料等の金額から前 i から iv までに掲げる金額の合計額を控除した金額の 100 分の 20 に相当する額

- ⑤ 地方税法第 15 条の 7 第 1 項の解釈について、当該規定は滞納者が滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することができること等を定める規定である。生活を著しく窮迫させるおそれとは、おおむね、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態をいう。(一般財団法人地方財務協会、地方税法総則逐条解説)

当該規定は滞納者から申請を行う旨を規定しておらず、あくまで地方公共団体の長が差押をしなければならない義務を免除されるものと解される。よって、行政庁の処分又は申請をしたことに対する不作為を対象とする行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求の対象とはなり得ない。

### 3 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 差押調書謄本の適法性について、差押が第三債務者の合意を必要としないこと、差押調書謄本の送付者に審査請求人より賃料としての領収書が発行されていること、現に差押調書謄本の送付者より処分庁に差押額が納入されていることから、差押の効力は適法に生じている。その他の当該差押調書謄本の成立を妨げる事実は確認できないため、差押手続きは適法に行われている。
- (2) 本件処分の不当性について、前述のとおり処分庁は、固定資産税及び都市計画税の滞納については地方税法により滞納者の財産を差し押さえしなければならない義務を負っている。処分庁と審査請求人の間に、一定額を納付した際に差押を停止する等の取り決めがあったことを証する書類その他の証拠は確認できず、また、一定の額を納付した際に差押を停止する旨を定める規定もないことから、本件処分は不当とは言えない。
- (3) 本件処分額について、法人が所有する不動産の賃貸借に基づく賃料債権の差押を禁止する規定はないため、仮に当該債権を給与に係る債権とみなして国税徴収法第 76 条の給与の差押禁止を適用してみると、差押禁止額は 224,000 円となり、審査請求人の収入 540,000 円から同額を引いても 316,000 円が差押可能な額となるため、本件処分額に違法性及び不当性は見られない。
- (4) 本件処分の減額について、審査請求人は差押額が高額で生活が著しく窮迫され

ることを理由に当該差押額の減額を請求しているが、前述のとおり国税徴収法第63条の規定により、差押はその全額を差し押さえなければならず、生活困窮などの事情を考慮して差押額を減額する規定はない。

- (5) 地方税法第15条の7第2号の適用について、審査請求人は、同号に規定する滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当するため、滞納処分の執行の停止を求めているが、前述のとおり同条の規定は審査請求の対象とはならない。

#### 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 第4 審査会の処理経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和2年5月20日	諮問書受理
令和2年6月25日	審議
令和2年6月30日	答申

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件処分について

- (1) 本件処分手続きにおいて第三債務者に対して行われた債権差押通知について、国税徴収法第62条第3項には、差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされており、差押の効力が第三債務者の合意の有無によって変更されるという規定はないことから、差押の効力は適正に生じている。
- (2) 本件処分の不当性について、処分庁と審査請求人の間に、一定額を納付した際に差押を停止する等の取り決めがあったことを証する書類その他の証拠は確認できず、また、一定の額を納付した際に差押を停止する旨を定める法の規定もない。よって、本件処分は適正である。

(3) 地方税法第15条の7第2号の規定は、地方公共団体の長の差押をしなければならぬ義務を免除する規定と解され、行政庁の処分又は申請をしたことに対する不作為を対象とする行政不服審査法に基づく審査請求の対象とはなり得ない。

## 2 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理委員による審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

## 3 結論

上記のとおり、本件審査請求について、当審査会は第1記載のとおり判断する。

## 第6 中津川市個人情報審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副 会 長	高田 尚彦	中京学院大学経営学部准教授
委 員	安江 傳二	人権擁護委員